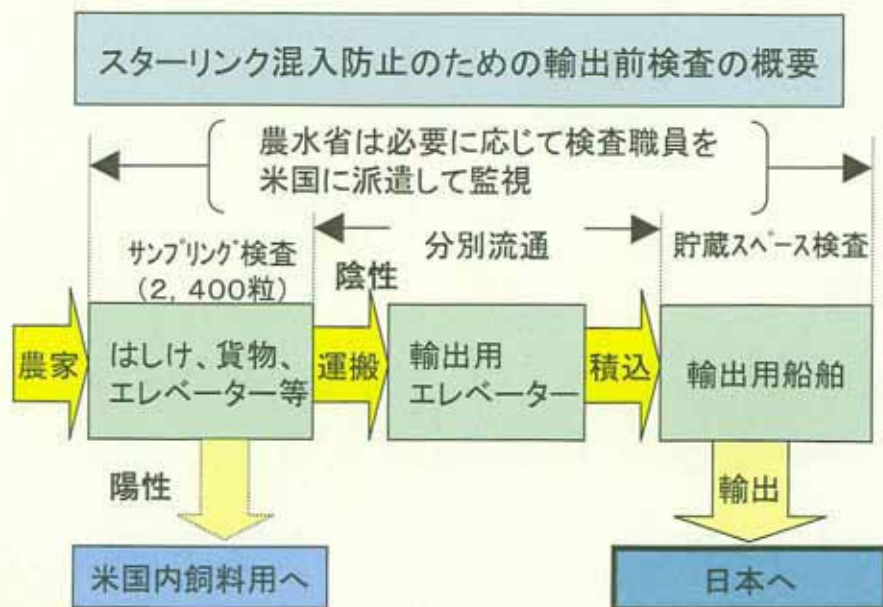


2 遺伝子組換え飼料

- 日本では安全性未確認の遺伝子組換えとうもろこし「スターリンク」の混入防止のため、米国での飼料用とうもろこしの輸出前検査を行うことで日米合意(平成12年12月。なお、平成13年以降、スターリンクの作付は行われていない。)
- 遺伝子組換え飼料の安全性確認は、ガイドラインに基づき実施してきたが、安全性の確保を一層確実にするため、安全性審査を法的に義務化(「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」を改正(平成15年4月1日施行))。なお、飼料原料の流通実態から意図せざる混入は避けられないこと等から、我が国で安全性未確認であるものの我が国と同等以上の審査制度を有すると認められる外国政府で安全性が確認された遺伝子組換え飼料が混入した場合の一定の許容基準(1%以下)を設定。
- 日本で安全性未確認であり、米国等においても安全性評価が行われていない遺伝子組換えとうもろこし「Bt10」の混入が独立行政法人肥飼料検査所による米国産飼料用とうもろこしの輸入時の検査で判明したことから、米国に対して混入防止措置を要請するとともに、国内流通を防止するため、米国産飼料用とうもろこしを輸入する全ての船について検査を実施(平成17年6月3日開始)。また、飼料及び食品としての安全性評価等について農業資材審議会(平成17年6月13日)及び食品安全委員会(同年6月28日)に諮問。



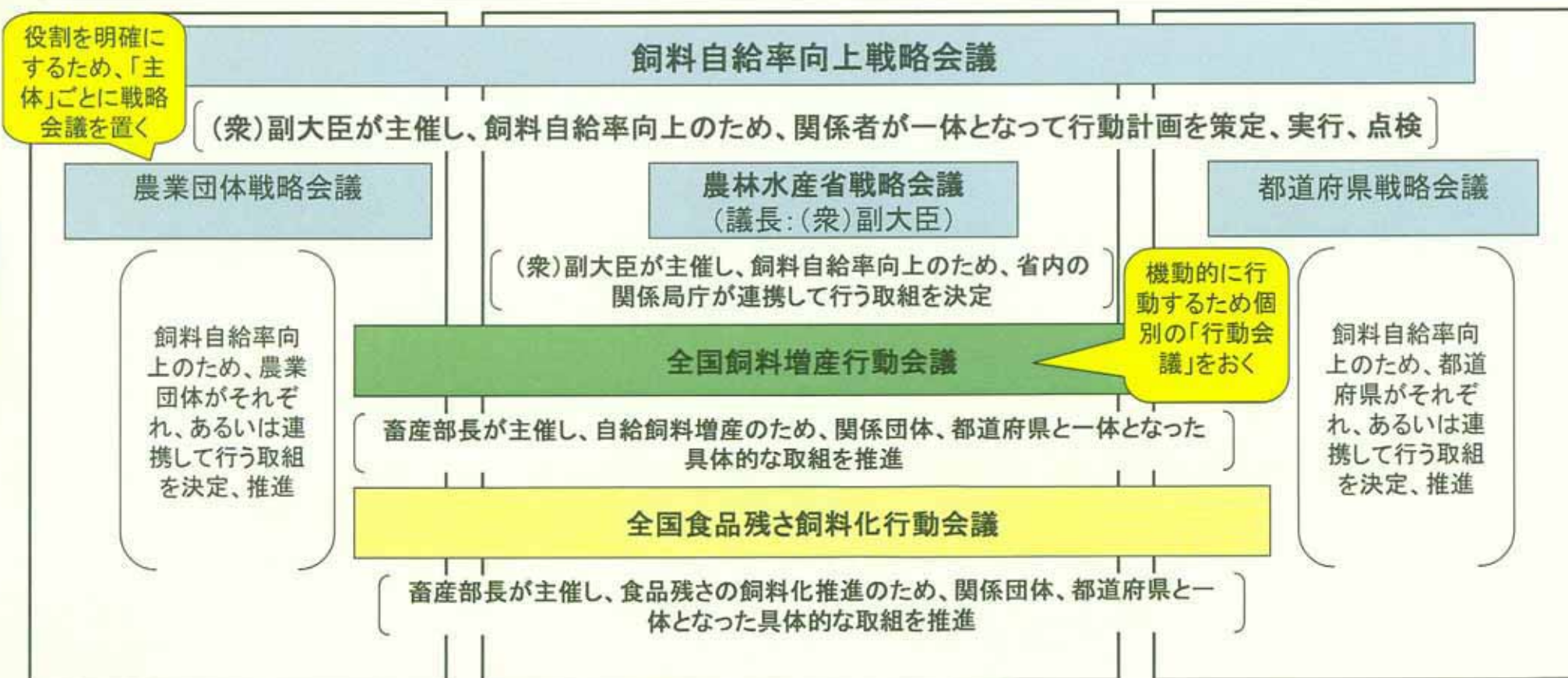
○安全性を確認した遺伝子組換え飼料

なたね	15 品種	
とうもろこし	11 品種	
大豆	4 品種	
わた	6 品種	
てんさい	2 品種	計 38 品種

○安全性を確認した遺伝子組換え飼料添加物
4 品目

3 「飼料自給率向上プロジェクト」について

- ・ 食料・農業・農村基本計画における飼料自給率目標達成のため、平成17年5月12日に（衆）農林水産副大臣が主催する「飼料自給率向上戦略会議」を開催し、「飼料自給率向上に向けた行動計画」を策定。
- ・ 「行動計画」の機動的な実行を確保するため、戦略会議の下に、自給飼料増産、食品残さの飼料化それぞれの目的に応じて、関係者が一体となって専門的見地からの具体的取組を推進する「行動会議」を開催。
- ・ 「全国飼料増産行動会議」を5月13日に、「全国食品残さ飼料化行動会議」を6月16日に開催し、それぞれの行動計画を策定。



4 食品廃棄物の飼料化の推進

- 飼料自給率の向上、飼料費の低減を図るため「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(いわゆる食品リサイクル法(平成13年5月施行))に則し、食品残さの飼料化を推進することが必要。
- 食品残さの飼料化を推進するためには、安全性の確保、品質・供給の安定性の確保等の課題があり、これらに対応した取組を推進することが必要。

食品廃棄物の飼料化の状況(H15年度)

	食品廃棄物等の年間発生量(万t)	再利用率(%)	飼料化
			(%)
食品製造業	487	78	30
食品卸売・小売業	336	35	9
外食産業	312	19	5
計	1135	49	17

(農林水産省統計部:「平成16年食品循環資源の再生利用等実態調査結果」)

食品製造業からの副産物のうち、米ぬか、ビートパルプ等、大量に安定供給されるものについては飼料利用が進んでいる

食品廃棄物等の再利用率は、増加(H13年度は36%)の傾向を示しているものの、未だその過半が、焼却・埋却されている

課題

- ・ 食品残さの飼料化を全国的な取組に展開
- ・ 安全性、品質の安定性を確保
- ・ 食品残さの需給の安定性の確保
- ・ 食品残さの飼料化技術の普及

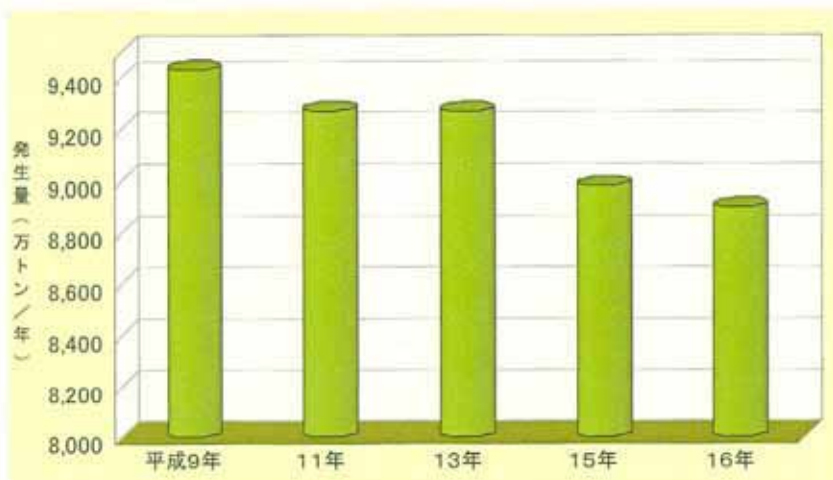
対応方向

- ・ 「飼料自給率向上戦略会議」等を設置して、食品産業、農業団体、消費者等が参画した全国的な取組を展開。
- ・ 「戦略会議」等を通じて、食品産業等の理解を求め、食品残さの分別・保存等を徹底。
- ・ 食品残さの供給サイド、利用サイド双方の情報のマッチングを図る。
- ・ 食品残さの飼料化の優良事例情報や飼料化マニュアルの普及。
・ モデル的な取組となる飼料化施設整備を推進。

IV 養豚経営における環境問題

- ・平成16年の家畜排せつ物発生量は8,900万トンと推計され、このうち約4分の1が養豚からの発生とみられる。
- ・16年12月1日時点で、家畜排せつ物法の管理基準適用農家約62,900戸のうち99.4%が管理基準に対応済み。

1 家畜排せつ物発生量の推移



2 家畜排せつ物の処理・利用の現状

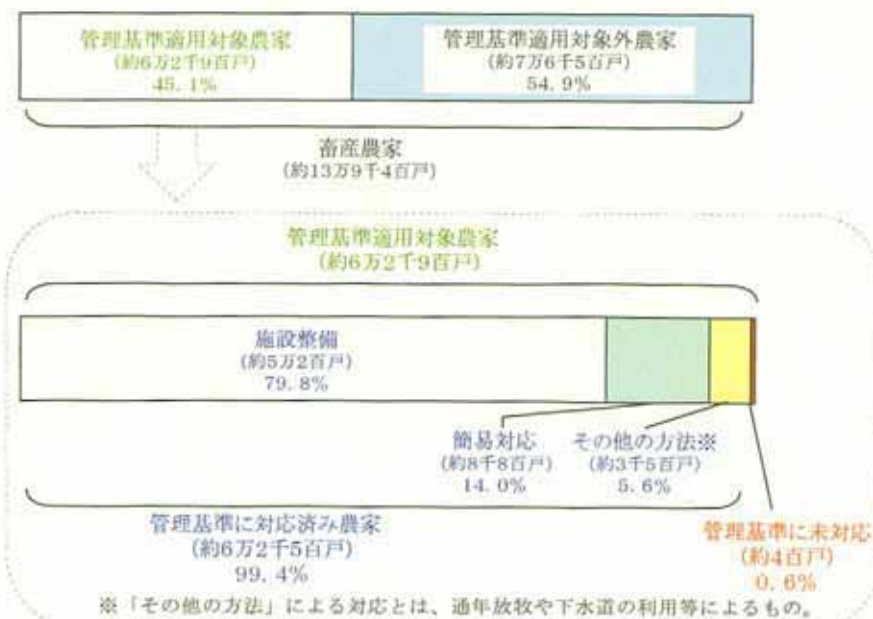


3 畜種別に見た家畜排せつ物発生量 (単位: 万トン)

畜種	発生量
乳用牛	2,789
肉用牛	2,577
豚	2,251
採卵鶏	782
ブロイラー	498
合計	約8,900

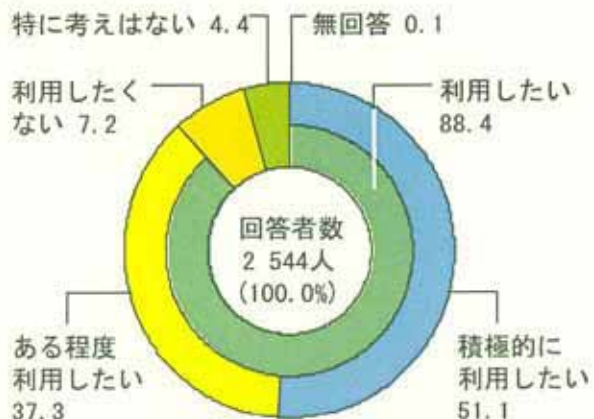
注: 畜産統計 (16年2月) から推計。

4 法施行状況調査 (16年12月1日時点) 結果の概要



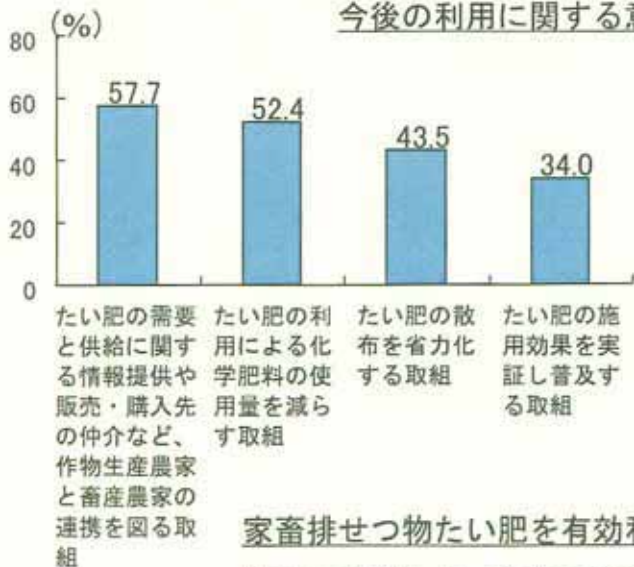
- ・家畜排せつ物の利活用促進がこれまで以上に重要となる中、農業者の9割は家畜排せつ物たい肥を「利用したい」と回答。
- ・今後、自治体やJA等を中心とした耕畜連携等による利活用の一層の推進が必要。
- ・バイオマスの環づくり交付金等の従来からの施策に加え、17年度から、農業者団体等が行うたい肥利活用のためのモデル的な取り組みについて支援。

5 家畜排せつ物たい肥の利用に関する意識・意向調査結果（17年1月農林水産省調査）

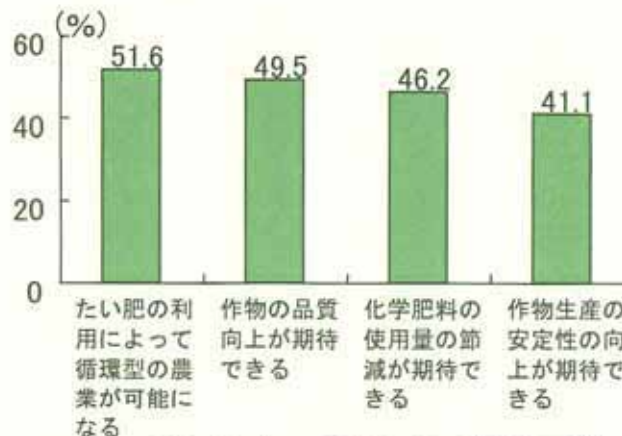


家畜排せつ物たい肥の

今後の利用に関する意向



家畜排せつ物たい肥を有効利用するための地域の取組とは（複数回答）



利用したい理由とは（複数回答）



今後利用が進む家畜排せつ物たい肥とは（複数回答）

V 家畜衛生をめぐる情勢

1 豚の伝染性疾病の発生状況

(1) 最近の豚の伝染性疾病の発生状況

(単位：頭数)

伝染性疾病の種類		10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
法定伝染病	口蹄疫	0	0	0	0	0	0	0	0
	流行性脳炎	7	6	6	4	6	1	3	0
	炭疽	0	0	0	0	0	0	0	0
	ブルセラ病	0	0	0	0	0	0	0	0
	豚コレラ	0	0	0	0	0	0	0	0
届出伝染病	レプトスピラ症	0	0	5	16	19	0	9	0
	サルモネラ症	18	187	1,077	2,647	652	218	403	88
	トキソプラズマ病	1	1	16	36	38	32	46	6
	オーエスキー病	520	74	320	487	65	16	13	2
	伝染性胃腸炎	1,120	11,202	387	0	108	298	0	0
	豚繁殖・呼吸障害症候群	188	283	656	34	1,501	63	70	4
	豚流行性下痢	2,693	812	0	2,218	0	0	0	0
	萎縮性鼻炎	113	435	224	45	18	72	2	0
	豚丹毒	1,623	2,000	1,927	1,778	1,598	1,754	1,555	478
豚赤痢	319	542	1,564	459	133	31	306	48	

※：家畜伝染病予防法の届出による

17年は3月までの累計

(2) 豚の慢性疾病の発生状況

(単位:頭数)

慢性疾病の種類	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
<ウイルス病>							
サーコウイルス感染症		1,019	4,357	82	118	7	356
<細菌・真菌病>							
大腸菌症	2,140	2,315	7,087	2,843	2,337	8,925	2,524
アクチノバチラス症	1,571	1,333	711	1,419	1,275	428	3,320
レンサ球菌症	505	347	363	417	275	194	257
サルモネラ症	1	14	17	280	183		37
クロストリジウム症	348	71	498	34	224	273	390
パスツレラ症	264	281	280	697	87	232	74
滲出性表皮炎	533	272	690	326	458	133	245
アルカナバクテリウム・ピオゲネス症	78	64	6	19	22	11	33
増殖性腸炎		12	54	137	147	106	463
豚マイコプラズマ肺炎		1	20		2	27	11
その他の細菌・真菌症	286	10	556	209	14	315	206
<原虫・寄生虫病>							
コクシジウム症	30	17	15	4	394	34	10
大腸バランチジウム症	81	58	15	3		2	100
その他の原虫病	2	6	1	100	2		
寄生虫病	382	237	126	237	145	250	215
<混合感染症>							
サーコウイルスの混合感染	51	31	25	38	16	1	140
パスツレラの混合感染	40	177	74			138	100
レンサ球菌の混合感染	1	5				15	58
大腸菌の混合感染	141		107	385	388		42
その他の混合感染症	57		59	3	219	122	2

出典:家畜衛生週報(16年は12月までの累計)

注1:届出伝染病以外の疾病。空欄は発生報告無し。

2:家畜衛生対策事業の報告を基に集計したものであり、必ずしも全国状況を反映したものではない。

2 豚コレラ撲滅対策

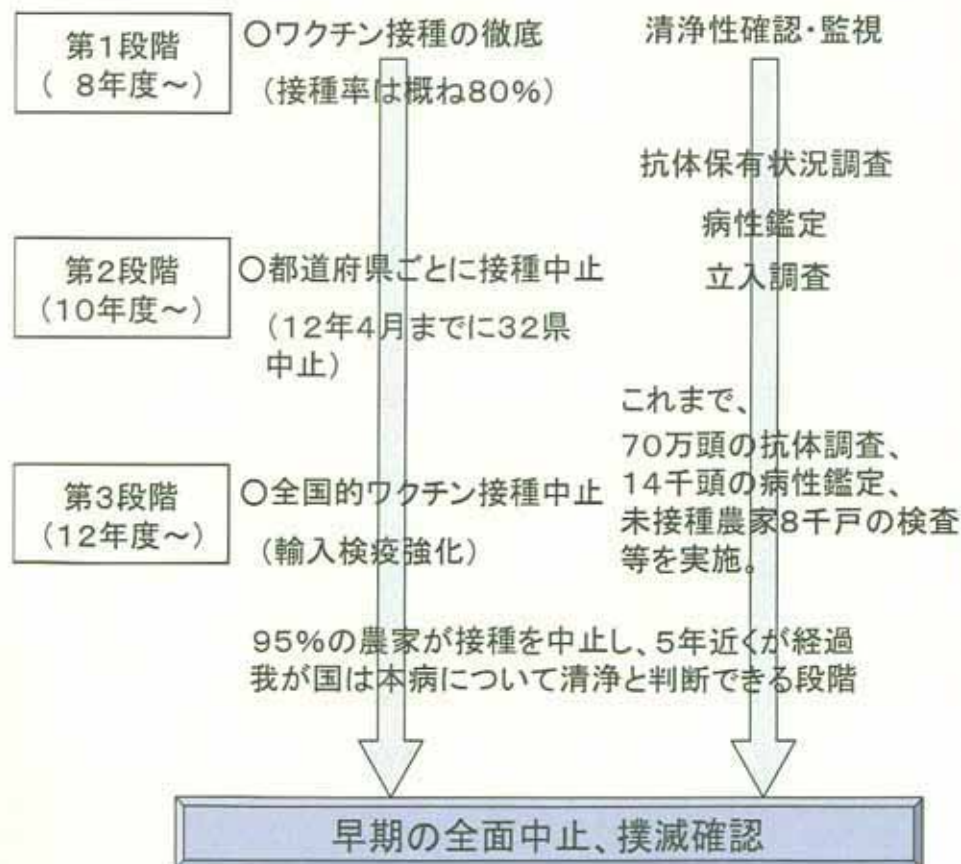
・豚コレラは、平成5年以降発生がなく、養豚先進国(米国、EU等)と同様、ワクチンを用いない防疫体制の確立による清浄化の達成を目指し、平成8年度から対策を開始。

【ワクチン接種中止のメリット】・接種経費削減、輸入検疫強化による国内の清浄性維持(接種国、地域から豚肉等の輸入制限)

・平成12年10月からワクチン接種を全国的に原則中止(接種継続を求める強い要望があったため、当面、都道府県知事の許可の下で限定的なワクチン接種可能)。併せて、ワクチン接種国・地域からの豚肉等の輸入を制限。

・最終発生から10年以上が経過し、全国的ワクチン接種中止(95%の農家が中止)から5年近くが経過したが、異常は認められず、我が国は豚コレラについて清浄であると判断できる段階。

【豚コレラ撲滅対策のしくみと進捗状況】



【これまでの取組み】

◎防疫対策要領の策定・見直し

平成8年に策定後、随時見直し。12年10月には、ワクチンの原則中止を踏まえ、全部改正。

◎家畜防疫互助事業の創設・見直し

発生時の損害を互助補償する豚コレラ互助事業を創設。15年度、見直し。(積立金の軽減・交付額の拡充)

◎ワクチン備蓄

緊急ワクチン(100万頭分)、注射器等の資材備蓄。

◎家畜疾病経営維持資金への追加

平成16年の鹿児島県での事例を踏まえ、「豚コレラ」を追加。

【全面中止への本年の取組み】

3月:家畜衛生部会(食料・農業・農村政策審議会)において、本病に関する特定家畜伝染病防疫指針を策定することについて了承。ワクチンの全面中止を視野に関係者と意見交換を行いつつ、専門家で検討。

6月:学識経験者、都道府県、養豚団体等による全国検討委員会を開催。

学識経験者:我が国の清浄性は極めて高い、一部で接種継続という状況は防疫上好ましくない等の意見。

都道府県:全面中止に向けて国がリーダーシップを発揮すべき等の意見。

生産者団体:飼養密集地域での発生による被害の拡大等を懸念する意見がある一方、早期に全面中止し、生産者が一致団結して他の疾病対策も進めるべきである等の意見。

3 オーエスキー病の防疫対策について

- ・ オーエスキー病の防疫対策については、「オーエスキー病防疫対策要領」(平成3年)に基づき定期的な抗体検査の実施、野外ウイルス抗体陰性豚の出荷、導入の推進により発生予防と清浄性維持を図るとともに、臨床症状を呈している豚及び野外ウイルス抗体陽性豚が確認された場合は、早期淘汰の実施により清浄化を推進。また、本病の発生及び浸潤状況は地域により差異があることから、地域別に対策を推進。
- ・ オーエスキー病ワクチンについては、本病が発生又は浸潤している場合にのみ応用。また、ワクチンの応用により清浄化を図るためには、陽性豚をワクチン抗体陽性豚と識別して摘発・淘汰する必要があることから、ワクチン抗体と野外ウイルス抗体とを識別することができるものを使用。

【防疫対策】

清浄地域 発生、抗体陽性過去1年なし	準清浄地域 発生、抗体陽性摘発後1年以内	清浄化推進地域 発生、抗体陽性摘発1年以上	オーエスキー病防疫対策の実施状況 (平成16年度)	
清浄種豚の流通促進				〔家畜伝染病予防事業〕 抗体検査 153,524頭
農場とう汰促進				
ワクチン接種促進				〔家畜生産農場清浄化推進事業〕 種豚抗体検査 46,461頭 ワクチン接種 8,070,578頭
発生農場全頭		全農場、全頭		

<地域区分別の市町村数の推移>

	清浄地域	準清浄地域	清浄化推進地域
平成9年	右記以外の 市町村	69	334
平成14年		79	332
平成15年		79	338
平成16年		78	328

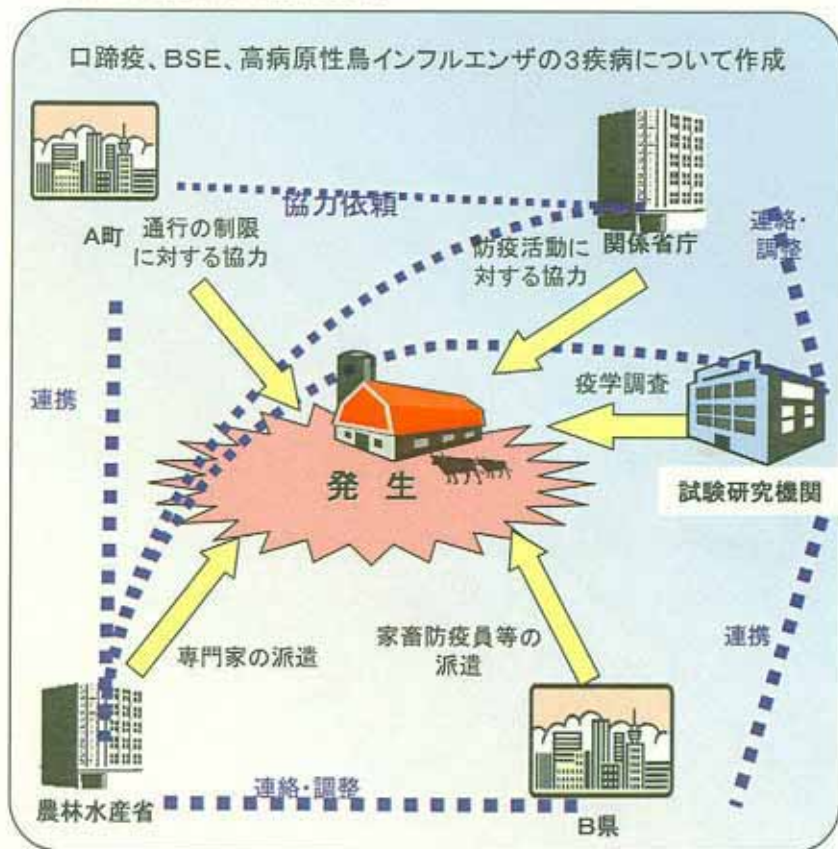
<オーエスキー病の抗体陽性率(戸数)の推移 (%)>

	平成4年	平成9年	平成15年
全国	5.0	5.1	5.7
東北	1.9	3.5	1.9
関東	21.4	19.1	23.7
九州	2.6	3.4	2.3

4 家畜伝染病予防法に基づく特定家畜伝染病防疫指針の作成及び飼養衛生管理基準の設定

- 平成13年のBSEの発生では、国内初の発生であったことから、具体的対策の知見がなく、また、発生を想定した緊急対応マニュアルもなかったため、初動対応が不十分となり、不必要に混乱を招いたことが指摘された。このため、平成15年に家畜伝染病予防法が改正され、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要のある家畜伝染病に関して、国、地方公共団体、関係機関等が連携して取り組む家畜伝染病の発生及びまん延防止等の措置を講ずるための指針（特定家畜伝染病防疫指針）を作成することとした。
- 食品の安全性を確保する観点から、家畜の生産段階から消費の段階に至るまでの各段階で、総合的に病原微生物等のリスクによる影響を抑制することが求められている。このため、家畜の伝染性疾患の中には、家畜の所有者が衛生管理を徹底することでその発生を予防できるものもあることから、農林水産大臣が、特定の家畜についてその飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（飼養衛生管理基準）を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。

○ 特定家畜伝染病防疫指針



○ 飼養衛生管理基準

